

社会福祉法人等による生計困難者に対する 介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度

管内社会福祉法人の皆様へ

平成25年1月
介護保険課

この制度は、低所得で生計が困難である方に対して、社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担額の一部を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものです。

また、本事業の実施には、あらかじめ、県と本組合（保険者）に対し社会福祉法人等による軽減実施の申出が必要となっています。

1 軽減制度事業の概要

この事業は、低所得で生計が困難である者に対し、社会福祉法人等が利用者負担額（介護サービス利用者負担額、食費、居住費（滞在費）、宿泊費）の一部を軽減する事業です。

※平成23年度から、生活保護受給者の個室の居住費（ショートステイの滞在費を含む。）に係る利用者負担額の全額について、本事業の軽減対象に含めています。

2 申出方法

事業の実施をされる場合は、「社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書」に必要事項をご記入のうえ、長崎県と本組合（保険者）に提出してください。

3 軽減の対象となる介護保険サービス（介護予防サービスを含む。）

- ①訪問介護
- ②夜間対応型訪問介護
- ③通所介護
- ④認知症対応型通所介護
- ⑤小規模多機能型居宅介護
- ⑥短期入所生活介護 ※
- ⑦介護老人福祉施設（地域密着型を含む） ※
- ⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑨複合型サービス

※平成23年度より生活保護受給者の居住費が追加

4 軽減対象者（低所得で生計が困難である者）

I. 市町村民税世帯非課税であって、以下の要件の全てを満たす者のうち、軽減を希望する者が、本組合へ申請し、本組合が軽減対象者として認めた者。

○年間収入が単身世帯で150万円以下（世帯員が増える毎1人当たり50万円を加算した額以下）

○預貯金等の額が単身世帯で350万円以下（世帯員が増える毎1人当たり100万円を加算した額以下）

○日常生活のために必要な資産以外の活用できる資産を保有していないこと。

○負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

○介護保険料を滞納していないこと。

II. 介護保険法施行法第13条第3項の要介護旧措置入所者であって、利用者負担割合が100分の5以下であるもの

III. 生活保護受給者

※軽減対象者として認定されると、本組合から「確認証」が交付され、記載されている軽減割合に応じて利用者負担額の軽減を受けます。

5 軽減割合

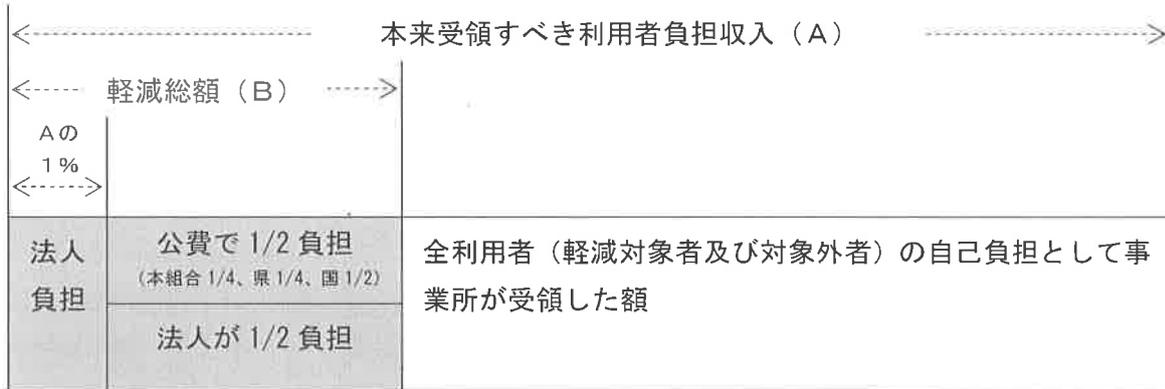
Iの方 介護サービス利用者負担額・食費・居住費（滞在費）の25%（老齢福祉年金受給者は50%）

IIの方 ユニット型個室の居住費の25%（老齢福祉年金受給者は50%）

IIIの方 個室の居住費（ショートステイの滞在費を含む。）の全額

6 軽減費用の助成措置について

軽減実施法人が軽減した総額のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入の一定割合（おおむね1%）を超えた部分の2分の1以下（基本は2分の1）について、公費により本組合が助成します。



※上図は居宅サービスの例です。なお、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減した場合については、軽減総額（B）が本来受領すべき利用者負担額（A）の一定割合（10%）を超えた場合は、超過部分の全額が公費により助成されます。

※（B）が（A）の1%を超えない場合は公費の助成はなく、全額法人の持ち出しとなります。

例えば、A=2,000,000円、B=175,000円の場合は、 $(B - Aの1\%) \times 1/2 = 77,000$ 円が助成されます。

A=2,000,000円、B=18,000円の場合は、Aの1%の20,000円を超えないので助成されません。

7 軽減制度事業の仕組み

